

# 日本基督教団成立の問題（一）

——宗教統制に対する抵抗の問題として——

笠 原 芳 光

この論文は、1 教団成立の要因、2 宗教団体法、3 教団成立の前後、4 教団成立に対する批判と抵抗、の四部にわかかる。「」に発表するのは、1と2であり、3と4は後日にゆずる。

## 1 教団成立の要因

はじめに、この論文の意図についてのべておきたい。

「日本基督教団成立の問題」は日本基督教団の成立に関する問題を「戦時下抵抗の研究」の一環として研究することを目的としている。さらに、その背後には日本のキリスト教の戦争責任の追求と反戦抵抗の事実の確認と評価という大きな意図が存在している。

「戦時下抵抗」というテーマの意味は、満洲事変から太平洋戦争にいたる、いわゆる十五年戦争のあいだに国家権力に対して、直接的、あるいは間接的に、なんらかの意味で戦争を批判し、あるいは戦争に反対する立場からなされた抵抗の運動や言論をさすといつてよいであろう。その抵抗をイデオロギーによって比較してみると、一般にいってマルクス主義者には頗著にみられ、自由主義者にもすくなくなかつたが、キリスト者の場合はきわめて少数であったといえるであろう。しかし、

たとえ少數であっても、キリスト者の抵抗の事実は、ここにちのキリスト者の反省のために生かされねばならない教訓である。さらに、一般の人びとに對しても明らかにされるべき貴重な問題である。

それでは、「日本基督教団成立の問題」というテーマなどのように、そのキリスト者の戰時下抵抗の問題につながるのだろうか。日本基督教団の成立はのちに詳述するように、國家権力による宗教統制という問題を含んでいる。それゆえ、教会合同や教団成立を批判したり、それに反対したり、あるいはそのことに消極的であるということは、間接的にもせよ、権力に対する抵抗、あるいは抵抗につながる行為であるといつてよいだろう。

教団成立という事柄自体に關して、もっぱらキリスト教的觀点から批判的であつたり、消極的であつたりしたキリスト者はかならずしもすくなくはなかつた。しかし、彼らがどれだけ、國家権力に対する懷疑や批判や抵抗の精神をもち、あるいは反戦平和という意識をもつていたかということになると、これはきわめて微弱であつたといわざるをえない。その点からいえば、この「日本基督教団成立の問題」という論文は、「戰時下抵抗の研究」というテーマの周辺的、あるいは間接的な部分に位置するといわなければならぬ。

日本基督教団はわが国、プロテス<sup>ト</sup>タント・キリスト教の最大の教団である。<sup>(1)</sup>

それは規模において大であるのみならず、かつてわが国に存在したプロテス<sup>ト</sup>タントの多數の教派のうち、三大教派といわれた日本基督教会、日本メソヂスト教会、日本組合基督教会、およびおおくの小教派による「合同教会」<sup>(2)</sup>であることに、さらに大きな特色があるといわねばならない。一九四一年六月二四日にこの教団が成立したときは、このほか日本バプテスト教会、日本福音ルーテル教会、日本聖教会、救世団<sup>(3)</sup>など、ほとんどすべてのプロテス<sup>ト</sup>タントの教派を含んでおり、合同に参加しなかつたのは、日本聖公会<sup>(4)</sup>とセブンスデー・アドベンチストくらいであった。一九四五八年八月一五日の太平洋戦争の敗

戦以降は、これらの教派のおおくは教団を離脱し、独立した。しかしながら、現在もなお旧三大教派のほとんどと小教派による合同教会であるという事実には変りはない。

日本基督教団成立の問題は、じつぱんの合同教会とよむにあらね。なぜ、おおくの教派、教会が一つに合同せねばならなかつたのか。いったい教団成立の要因はなにか、という問題である。

まあ、その第一として、"内発的要因"が考えられる。およそ、このような合同教会の実現はキリスト教宣教の目標の一つとしてよむだらう。キリスト教の歴史をかえらみると、一方においては政治上、思想上の理由をもつて、教会の分裂、教派の発生があらかんにおこつた。一一世紀に決定的になつた東方・ギリシャ・オーソドックス教会と西方・ローマ・カトリック教会の分離、一六世紀の宗教改革によるプロテstantの独立、あるいはプロテstant内の多数の分派などである。

しかし、他方においてはおなじイエス・キリストを信する者の群である教会が、じつにも分化してじるにに対する疑問と反省から、たえず、"キリストによる一致"が念願されてゐた。その risult、りそばの"世界教会運動" (Ecumenical Movement) が推進されつつあることが明らかである。

その一つの具体化である合同教会はおおくの困難をともないながら、世界各地ですでにじつにかが実現し、あらじはその方向に進みつゝある。やのよな例をあげてみると、一九二五年に長老派、メソヂスト派、会衆派の教会が合同したカナダ合同教会 (The United Church of Canada)、一九四七年にアングリカン派、会衆派、長老派、メソヂスト派などの合同した南インダム教会 (The Church of South India)、一九四八年に長老派、会衆派、メソヂスト派、ブレズレン派、ディサイバル派などの合同したハマラッパン合同教会 (The United Church of Christ in the Philippines)、一九六一年に、やはりそれぞれ合同してじる会衆派とクリバチヤン派、福音派と改革派がさるに合同したアメリカ合衆国合同教会 (The United Church of Christ in U. S. A.) などがある。そのほか、イギリス、フランス、ドイツ、オーストリア、オーバー

ラリア、米国（前述以外の教派）など、ほとんど全世界のプロテスタントのあいだで合同の準備や話しあいが進められている。<sup>(5)</sup>

日本のプロテスタンティズムにおいては、最初期から、この合同の萌芽があり、機運が動いていた。いや、むしろ最初の教会は教派にわかれ以前の公同教会であった。日本の最初のプロテスタントの教会が横浜に設立されたのは一八七二年（明治五年）三月一〇日<sup>(6)</sup>である。そのとき、アメリカの長老派やオランダ改革派の援助があり、長老派の制度が用いられたにせよ、それは「日本基督公会」とよばれるように、どの教派にも属さない教会であった。教会設立後、制定され、一八七四年（明治七年）の総会で改定された「公会規定」の「第二条例公会基礎」という文書には、そのことが明記されている。

「我輩ノ教会ハ、宗派ニ属セズ。唯主耶蘇キリストノ名ニ依テ建ル所ナレバ、單ニ聖書ヲ標準トシ是ヲ信ジ是ヲ勉ムル者ハ、皆是キリストノ僕我儕ノ兄弟ナレバ、会中ノ各員全世界ノ信者ヲ同視シテ一家ノ親愛ヲ尽スベシ。是故ニ日本基督公会ト称ス」

この最初の教会が公同教会の意識をもつていたことは、一八七一年（明治五年）九月一〇日から一二五日まで横浜で開かれた第一回宣教師会議の教会組織に関する決議文に明らかであらう。

「夫れキリストの教会はキリストに在て一体なり。プロテstanント教徒間の諸派分立の如きは、偶然の出来事にして、キリスト信徒の精神的一致を妨げず。然れども既にキリスト教団に於いても尚これが為め教会の一体たることを曖昧にするの嫌いがあり。況哉諸派分立の歴史を了解せざる異教國に於てをや。且つそれ吾等宣教師は頗著なる差別より生ずる弊害を避けんが為め、伝道の方法を一定せんことを希望するが故に、吾等は本会議にて与えられたる此の最初の機会を利用して今自吾等の援助に由て設立せらるべき日本の諸教会に於ては成るべく其名称及び組織を同一ならしむるべく努力せんことに同意す。即ち其名称は、基督公会と云ふ公同的なものと為し、其組織は各教会の政治を其会員の協賛に由り教師職及び長老職に由りて執行せらるべきものとす。右決議す。」<sup>(8)</sup>

しかし、その後、プロテスチヤント諸教派の宣教師があつたで来日し、おののその属する教派の教会を建てたため、最初の教会のような公同教会としての性格は失われた。

一八八六年（明治十九年）頃より、長老派の日本基督一致教会と会衆派の日本組合基督教会のあいだで、合同で議せられようになり、準備が進められた。しかし、神学上の問題はともかく、教会政治上、長老主義と会衆主義はついに一致に至らず、組合教会側、とくに新島襄の強い反対によって合同は実現しなかった。一八八九年（明治二二年）四月のことである。

しかし、教会合同の機運はこの挫折にもかかわらず、それ以後も日本のプロテスチヤント諸教派、各教会の底流としてながれつづけた。部分的教会合同としては、一九〇七年（明治四〇年）にはメソヂスト系の三つの詣派、美以（米国北部系）、南美以（米国南部系）、メソヂスト（カナダ系）が合同して、日本メソヂスト教会を組織し、また一九三〇年（昭和五年）に、日本クリスチヤン教会が日本組合基督教会と合同したことなどがあげられる。

プロテスチヤントの連帯の組織として、一九〇〇年（明治三三年）につくられた「福音同盟会」、一九一一年（明治四四年）に結成された「日本基督教会同盟」、一九二二年（大正一一）年に設立された「日本基督教連盟」はそれぞれ各時代に教会合同の道を探求し、継承してきた団体であるといってよいだろう。一九〇六年（明治三九年）に福音同盟会において、星野光多ほか六名が教派合同を提案し、各教派から二五名の委員があげられた。さらに一九一一年（明治四四年）には「教派合同期成同盟」がつくられた。しかし、合同が容易に実現しないため、教派間の連繫をさらに密にするため、日本基督教会同盟がつくられたのである。その後、日本基督教連盟において一九二五年（大正一四年）に合同機運促進委員会がつくられ、全プロテスチヤントの合同への具体的な調査研究会が開始された。

」のように、合同教会実現への念願と運動が最初期から日本のプロテスチヤント教会の内部に存在していたことは疑うことがない。

この内発的要因をさらに分析すれば、日本の教会の内部から発する合同への志向と、外国の教会の合同、たとえばカナダ合同教会の実現などが刺戟となつた、いわば外発的な要素にわかれるであろう。事実、一九二五年（大正十四年）六月のカナダ合同教会の成立は大きな影響があり、その年の秋、カナダ合同教会を視察した海老沢亮は教会合同に関する私見を発表し、また日本におけるミッショントリニティ同盟はカナダの合同に触発されて、同年夏の大会において、日本基督教連盟に教会合同に関する申入れをおこなつた。<sup>(9)</sup> さきにあげた合同促進委員会はこの申入れによってつくられたのである。

しかし、こののような外発的要素もなお、教会内部の要因であることには変りはない。ゆえに、この内発的要因というのは、日本と外国とを問わず、キリスト教の内側から発せられる要因の意味である。

しかしながら、日本基督教団の成立には、こののような内発的要因のみで説明しえない重大な事情が存在する。それはキリスト教の外部から、端的にいって、国家権力によって加えられた“外圧的要因”である。

さきにあげたように、外国にもすでにいくつかの合同教会があり、また合同への志向と準備は世界各地で進展している。しかしこれらはすべて、内発的な希求から生まれつたものであり、外部からの圧力によつて、つくられたという要素をもつものは、日本基督教団のみである。<sup>(10)</sup> これは日本基督教団の大きな「特色」というべきであつた。

そのことば、世界教会協議会（World Council of Churches）の信仰職制委員会のレポートであるの・ナイルの『教会合同をめざして——一九三七年—一九五一年』にもあきらかである。<sup>(11)</sup> この報告書は「日本基督教団」の項の冒頭に、「長いあいだ、日本のキリスト者には緊密な合同に賛成する感情が強かつた。しかし、合同教会の形成は第二次世界大戦の初期に政府の力（action）で促進させられたのである。政府は宗教諸団体を処置するために少數にしよへとした。そして、非カトリックのキリスト教団体を单一の教会に統合するために強い圧力（pressure）をかけた」と記し、ついに宗教団体法との関係

にも触れて、日本基督教団の沿革を述べているが、内発的な要素はまったく語られていない。

このように外国の調査が国家権力による圧迫の結果ということを重視しているにもかかわらず、日本側の文書、それも日本基督教団の責任ある公文書が、そのことを無視しているというおどろくべき現象がある。『日本基督教団教憲教規および諸規則』のなかの「日本基督教団の沿革」という文章の前半を引用してみよう。

「我が国における福音主義のキリスト教は、安政六年（一八五九年）に渡來した外国宣教師の宣教にその端を發し、明治五年（一八七二年）二月二日（旧暦）横浜に最初の教会として、日本基督教公会が設立された。この教会は外国のいづれも教派にも所属しない超教派的な教会であったが、その後欧米教会諸派が移植せられ、その宣教が国内全般に發展することもなつて、教派の数もとみに増加するようになった。これと共に他方各派の間にしばしば合同の議が生じ、海外における教会合同運動の刺戟もあって、ついに全福音主義教会合同の機が熟するに至り、たまたま宗教団体法の実施せられるに際し、昭和一五年（一九四〇年）一〇月一七日東京に開かれた全国信徒大会は、教会合同を宣言するに至った。これに基いて三〇余派の福音主義教会が、翌一六年（一九四一年）六月二十四日および二五日の両日富士見町教会に開かれた創立総会において、次のような教義の大要のもとに合同を實現し、ここに本教団は成立したのである。<sup>(1)</sup>」（傍点笠原）

のちに述べるように、宗教団体法は國家権力が諸宗教に対し、統制をおこない、実質的な宗教の自由や言論、集会、出版、結社の自由を剝奪して、國策に服従させるためにつくられた法律である。プロテスタントの多数の教派、教会を統制するためには、この宗教団体法を適用して、小教派を認可せず、さらに進んで一つの教団に統合させるという政策がとられたのである。日本基督教団の成立はすくなくとも外的には」のような国家統制によつている。

その事実を無視して、「たまたま宗教団体法の実施せられるに際し」と、あたかも内的要素がすべてであり、権力からの圧力が偶然の、微小な契機にすぎなかつたかの「とく記して」いることは、教団の不見識を示す以外のなものでもない。宗

教団体法はのちに詳述するように、明治以来の政府のきわめて意図的、政策的な宗教統制の結果であり、たまたま偶然につくられたものではないのである。戦争中ならともかく、戦後一〇年もたつた時点<sup>(12)</sup>で、かつての、国家権力に屈従してただキリスト教の名目を護るのに汲々として、その内実を發揮することができなかつた大きな過失へのきびしい自己批判がなされるという態度がまったくみられないことは、日本基督教団のもつ基本的欠陥を暴露するものといわねばならない。

いままで日本基督教団成立の要因として、内発的要因と外圧的要因を指摘してきたが、従来、この問題についてのべられていきた、いくつかの見解をあげて検討してみたい。

日本基督教団の公式の見解ともいるべきものは、前述の「沿革」にあらわしているように、外圧的要因を無視する態度である。そのことは、さきの「沿革」の文章の末尾に、「かくて創立以来くすしき摂理のもとに御靈のため一致により堅実な教会形成の努力を続けて来た本教団は、ここに公同教会としての一体性を確立するに至つたのである」(碑記笠原)とある表現によつて、さらに強調されているといつてよいだろう。「くすしき摂理」という信仰的表現が、このような文脈で用いられるることは、現実をおおいかくし、事態を見誤らせるものといわねばならない。

つまに、内発的要因が主であつて、外圧的要因は從であつたという見解もおおい。たとえば、『一つと成らんため——教会の完成へ 日本基督教団成立十年記念論集』のなかに、友井楨が書いている「教団成立の事情」という文章の一節にはつゝのように記されている。

「本教団をかく成立させた真因は何であろうか。世にはこれを簡単に官憲の圧迫と断つるものもあるが、これは教団合同を政府の発案だと見る誤解から來ている。しかるに事實においては、これはむしろキリスト教側の発案であつた、政府は受身であつたのである。この見解について特に考えなければならないのは、これがキリスト教の特質を無視した見解だ

ということである。キリスト教は時代とともに動きはするが、決してその本質を犠牲にしてまで動くものではない。本教団が成立したのも、その本質をまもり、これを活かさんがためであった。このときには、むしろキリスト教の本質を活かそうとする二つの精神が働いて、本教団の成立を可能ならしめたのである。わがプロテスチント教会はじまって以来長く培われていた合同的な教会観と、時局を契機によりさまざまな教会擁護の精神がすなわちそれである。この両者は相合して合同即時断行論をうみだし、また絶えず教会合同準備委員会を動かす根本原因ともなったのである。<sup>(14)</sup>（傍点笠原）これは内発的要因として「合同的な教会観」をあげ、さらに外圧的要因に対しても、それに屈したという考え方からは、壓力から自己を防衛するという「教会擁護の精神」をあげているのである。」<sup>(15)</sup>のような考え方たは現在も教団の内部に多数存在する見解といってよいだろう。おなじ思想が『東京教区史』の冒頭の記述からもうかがわれる。

「日本基督教団の成立を論ずるにあたっては、日本の教会の当初から置かれてきた歴史的事情の中から、特に二つの要因をあげねばならない。その一つは、教会自体が最初から、いずれの教派にもよらない公同の教会を建てようとしてきたことであり、他の一つは、教会が、明治政府以来の大方针であつた帝国主義や、天皇神格化の思想などの圧迫に対処するため、大同団結せねばならなかつたことである。」（傍点笠原）

国家権力の圧迫に屈従して、やむなく教会合同を実現したという受動的、消極的な考え方たは敗北主義であるというのであろうか。むしろ、すんで能動的、積極的に合同したため、護教に成功したという誇りや勝利感さえ、そこにはうかがわるのである。

さらに筆者が、教会合同の最高責任者の一人であり、当時、日本メソヂスト教会監督であった阿部義宗から、一九六五年八月に直接、聴いた談話によると、「よく当局の壓力で合同したといわれるが、そのような圧迫はすこしも感じなかつた。むしろ、われわれが当局に先廻りして、合同を実現したのだ」ということであった。弾圧の到来を予測して、それに先廻り

して教会合同を実現するという、この巧妙な方策は、たとえ当局に“先廻る”ことはできたとしても、決して当局を“上廻る”ことはできなかつた。教会合同の実現はその結果において、当局の歓迎するところとなり、國家権力は勞せずしてキリスト教の無血占領に成功したのである。

しかし、このように外圧的要因を副次的なものとみ、また圧迫を護教意識によつて主観的に超越する立場ではなく、外圧を主要な条件とみる客観的な見解もあつた。一九四一年（昭和一六年）、すなわち教団成立の年の一二月に『思想』に発表された、松村克己の「日本基督教団の成立の意義とその課題」という論文がそれである。

「新教団の成立を以て世界にその比を見ざる劃期的な出来事として之を喜ぶ見方がある。プロテスタント（新教と云う称呼は厳密でない）諸教派の合同といふ事は確かにまだ世界の何處に於いても成功してはゐない課題である。<sup>(16)</sup>併し吾々は今、さういふ意味での合同が成つたとして喜び、課題を解き得たとして誇るわけには行かない。それは名に酔うて書を知らず若しくはこれを蔽はんとするの譏を免れぬ。このやうな皮相的楽観的な評価に対する反面には同じく事態の一面のみしか見てゐない悲観的な評価がある。それは、この教団が専ら外的的政治的圧力の下に迫られて何等教会の自身の内的自發的必然性なしに成立したとしてこれを自己の本質に対する不忠、妥協、根拠の放棄又は後退と見るからである。また実際的な見地から伝道の妨げ、伝道者の束縛、多忙化等の理由を挙げてこれを憂ふる者がある。<sup>(17)</sup>

新教団の成立といふ事実は、日本のプロテスタント諸教会が今日の日本の政治的情況の下に外から呼び掛けられて——甚だ強い呼び掛けではあつたが——自發的にせよ、嫌々、やうにせよ、それに応じて一步を踏み出したといふ応答の姿勢に外ならぬ。事實はそれ以上でもなければ、それ以下でもない。それ以外の事に就いては吾々はこれを課題と受取らねばならぬ。教団は今やまさしく課題そのものである。この事を明確に把握する為には、国家の理解と教会の本質の理解との両

面から考察される事が必要である。」（傍点笠原）

この論文は教団の成立を内発的、外圧的いずれかの要因のみによるとする判断をとりぞけ、外からの呼びかけに応じた行為であると規定している。これは事実認識として正当であるといつてよいだろう。このような事実の客観的な判断は、主観的な意識にさまたげながらこの問題の究明には貴重であるといわねばならぬ。

しかし、この論文もまた外からの呼びかけ、すなわち国家的要求が、それに応じる教会の本質を歪曲したり、破壊したりしようとしているとは考えず、むしろ、国家の要求を信仰において受けとめねばならぬと主張しているのである。そのことにはいざののような部分からいいうるであろう。

「正しい理解を欠く限り国家の要求は実際のそれよりも不當に拡大されて受取られる。国家のなす全体主義的 requirement は国民の道徳的内面性に迄向けられてはゐるがこれは宗教的信仰への干渉ではない。疑心暗鬼は正しい認識と理解とを欠く処に生じ、事態そのものにとって極めて不幸な事態と云はねばならぬ。信仰は国家の関与せんとせざる処であり、憲法第二十八条は依然として存立する。併し謂ふ処の宗教の自由なるものは宗教の自由ではない。内面信仰の外顔化、その具体化は既に道徳的な領域への移行を意味し、茲ではもはや無制約的な自由は主張されはならぬ。宗教はその存立の根柢に於いて超越的絶対者に支へられ乍らそれ自身の存在に於いては既に国家の支配の下にある。若し誤って宗教家にしてその宗教自身の国家内存在の絶対的自由を主張し、国家の支配の領域内に於いて不可侵の領域を自己の為めに確保せんとするに至るならば、国家は今日教会と、国民に対して、その全体主義的 requirement の点に於いて同じ平面に於いて争はねばならぬ。教会の自由と絶対性の要求は地上的歴史的なものであるよりももつと深く超越的永遠的なものであり人の魂の深奥にかかるる筈である。」（傍点原文）<sup>(19)</sup>

最後に、教団成立の要因についての私見をまとめるところのようになる。

まず、それはキリスト教の歴史をつらぬく「キリストによる一致」の信仰にもとづいて、世界教会運動の影響をうけ、さらに日本のプロテstant教の初期からの念願に支えられて、教会の内側から発したという精神的因素が大きい。しかし、一九四一年六月という時点に、ほとんどすべてのプロテstantの教派の合同組織である日本基督教団が成立したことの現実的因素は、なによりも国家権力があらゆる団体、組織に強力な戦時統制を布く政策の一環としてなされた宗教政策である。まず内的要因が歴史的、伝統的にも存在し、それがのちに加えられた権力による要求とその目的とする形態において合致したといつてよい。

内発と外圧の二つの要因のどちらが強かったかは一概にいえない。前者はながい歴史をもつ精神的エネルギーであり、後者はすくなくとも日本の帝国主義政策にともなって、比較的短年月に加えられた政治的エネルギーである。そして両者ははすくなくとも表面上、その目的において矛盾相剋することなくみごとに一致したのである。内発的要因に埋没して合同に専念した者には圧力が感じられなかつたし、権力の圧迫を感じた者も、それを防ぐために同志的結合としての合同を急ぐ必要があつた。内発と外圧の二つの要因が五〇ペーセントづつ働いたのではない。教会の側はもっぱら内発的希求から、権力の側はすべて外圧的要因から、たがいに合同を促進したため、エネルギーが二乗されて教団が成立したのである。

これによつて権力の側は日本のプロテstantをほとんど完全に掌握したことをひそかに喜んだであろうが、教会の側も世界に類のすくない、歴史的課題であった大合同が成就したことを公然と祝した。なんという喜劇であろう。しかし、この教団の成立はあきらかにキリスト教の実質、すなわちイエスにおいて人間を主体的に生かすことによつて、人類の新生と世界の平和に貢献するという真理にそむく事実であった。そして、さらにその真理の探求と発展をさまたげ、否定する行為であつた。

ハリビ、キリスト教の名目と実質とのあいだの相違や齟齬が暴露されている。いわゆる“護教”とは宗教の名目が護られれば、実質もまたそこに含まれてはいるといふ錯覚のことではないだろうか。教団成立によって、たしかにキリスト教は護られ、団結し、あるいは前進したかも知れない。しかし、それはイエスを喪失した形骸と偽似のキリスト教にすぎなかつたのである。このような教団成立のからくりを明らかにするのが、本論文の課題である。そのためには、その成立の過程をさらに具体的に追求しなければならぬ。

- (1) 一九六五年三月末日現在、所属教会数一六一一（内訳 教会一二八四 伝道所三三一七）、教師数一九〇八名（内訳 正教師一三九一名 槩教師五十七名、信徒数一九四八二七名）。（『日本基督教団年鑑・一九六六年版』一九六六年 日本基督教団出版部刊）
- (2) 合同教会ではなく、合同教団であるとする説（松村克巳）「日本基督教団成立の意義とその課題」『思想』一九四一年一一月三三五号 岩波書店刊  
〔注〕あるが、それは日本基督教団が成立当初、信仰告白や信条をもたらす、宗教団体法第三条の規定する「教義の大要」のみを掲げていたことからきりづる。しかし、一九四八年に使徒信条を告白することを定め、一九五四年に信仰告白を制定した。この点から、現在の教団は合同教会であるといつてよい。
- (3) 日本基督教団は一九四〇年八月に政府の圧力によって、イギリスの教世軍本部と関係をたち、教世軍と改称した。
- (4) 日本聖公会は政府とプロテスタント他教派の両面から、教会合同への参加を、とくに一九四〇年夏以来、呼びかけられたが、聖公会がカトリックとプロテスタントの両方にわたる性格をもつたため、プロテスタントのみの合同には参加しない方針をたてた。しかし、単立教団としての認可がおりず、各教会が単立教会として認可されるに至ったため、一九四一年夏以来、合同問題が再燃し、一九四四年に聖公会内の七五教会が日本基督教団に加入了。（日本聖公会歴史編纂委員会編『日本聖公会百年史』一九五九年 日本聖公会教務院文書局刊 一八九一—一九七ページ）
- (5) Stephen Neil, *Towards Church Union 1937-1952*, 1952. SCM Press
- (6) 当時の論議など一見一覧
- (7) 海老沢亮『日本キリスト教百年史』一九五九年 日本基督教団出版部刊 七六八ページ
- (8) 山本秀煌『近世日本基督教史』一九三一年 洛陽堂刊 七九八一九ページ
- (9) 海老沢亮 前掲書 一一一一页
- (10) Stephen Neil, *Ibid.*, p. 20.
- (11) 『日本基督教団教憲教規および諸規則』一九六五年 日本基督教団出版部刊 一七八ページ

- (12) この「沿革」の書かれた時期はつまびらかでないが、文中に「昭和二九年（一九五四年）一〇月」六日本教団としての信仰告白を制定するに至った」の記述がある。
- (13) 『日本基督教団教憲教規および諸規則』一八ページ
- (14) 友井禎編『一ひと成らんため——教会の完成へ 日本基督教団成立十年記念論集』一九五一年 日本基督教団出版部刊 一九五〇—一ページ
- (15) 東京教区史編集委員会編『東京教区史』一九六一年 日本基督教団東京教区刊 一六ページ
- (16) カナダ合同教会が長老派、メンズスト派、会衆派の合同教会として一九二五年に成立していくゆえに、この記述は誤りである。
- (17) 筆者が松村克己に「たずねたところ、」のような教団成立への批判的言説は公表されたものではなく、内々に語られたものである、とのことであった。
- (18) 『思想』一九四一年一二月 一三三五号 岩波書店刊 三一四ページ
- (19) 『思想』前掲誌 六ページ

## 2 宗教団体法

日本基督教団成立の要因を歴史的背景ともに論じてきたが、いじでとくにその直接的な契機、圧力となつた「宗教団体法」について、さらに詳しく述べておきたい。

宗教団体法はその歴史を「宗教法案」にさかのばる。およそ、わが国において宗教に関する法規は明治初年の「太政官布告」などの粗略なものしか存在しなかつた。太政官布告とは、一八七三年（明治六年）二月二十四日に発せられたキリストン禁制の高札の撤去に関する布告<sup>(20)</sup>や、一八七四年（明治七年）一月二十九日に発せられた信仰による自由な葬式を許可するという布告<sup>(21)</sup>や、一八七六年（明治九年）三月一二日に発せられた日曜日をもつて休日と定める布達<sup>(22)</sup>などのことである。さらに一八八九年（明治二年）二月一一日に発布された「大日本帝国憲法」には、その第二八条に、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と記されていた。しかし、宗教に関する法律は從来、きわめて不備であった。

そのため、宗教法が立案されたのである。この宗教法案は一八九九年（明治三二年）一二月九日、山県内閣により、はじめて第一回帝国議会に提出された。五章五三条より成るこの法案にはつぎのような条文が含まれていた。

「第九条　宗教ノ宣布宗教上ノ儀式ノ執行其ノ他宗教上ノ事項ニ関シ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背ク行為アリト認ムルトキハ主務官庁ニ於テ其ノ変更若ハ取消ヲ命シ又ハ之ヲ禁止スルコトヲ得」

「第三十六条　主務官庁ハ安寧秩序ヲ害スルト認ムル者ニ対シ教師タルコトヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得」<sup>(23)</sup>

この法案の意図するところがなんであったかは、貴族院における首相山県有朋によつてなされた提案理由の一節に明らかである。

「抑々信教の自由は憲法の保証する所でありまするが故に其の由來の如何を問はず又宗教の異同を論ぜば國家は信仰の内部に立入つて干渉せざることは勿論のことであります、加之努めて其自由を保たしめなければならぬことと存じます、併ながら其外部に現るる所の行為に附きましては例へて申しますれば寺院教会の設立又は信徒の結集其他教規宗制等總て

其外部に現るる所の形に至りましては国家は之を監督して社会の秩序安寧を妨げず又其職責に属するものと存じます」<sup>(24)</sup>

しかし、この宗教法案に対しては、仏教、とくに大谷派本願寺から激烈な反対運動がおこつた。それは仏教が国教として

公認されることなく、しかも外来の新しい宗教であるキリスト教と同一視され、おなじ扱いを受けることになつてゐる点が大きな原因であつた。<sup>(25)</sup>キリスト教ではプロテstant各派の連絡機関である福音同盟会の委員会で、じゆうぶん修正を加えたうえで成立させることに賛成という意見が多かつた。<sup>(26)</sup>そこには、キリスト教が、神道、仏教とならぶ宗教として扱われてゐることについての評価もこめられていたとおもわれる。しかし、そのことは同時に、のちの時代にまでおよぶキリスト教の弱点でもあつた。そして、この最初の宗教法案は貴族院における審議の結果、一九〇〇年（明治三三年）二月一七日に否決されたのである。<sup>(27)</sup>

その後、二十数年をへだてて政府は若槻内閣の手で、一九二六年（大正十五年）六月にふたたび宗教法案を発表し、同時に宗教制度調査会を設置して調査にあたったのち、翌一九二七年（昭和二年）一月二九日、第五十一帝国議会に提出された。この法案は六章一三〇条から成っているが、つぎのような問題のある条文が含まれていた。

「第三条 宗教ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ニシテ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クノ虞アリト認ムルトキハ監督官庁ハ之ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ニ規定スル处分ニ從ハサルトキハ文部大臣ハ宗教團体ノ設立ノ許可ヲ取消シ又ハ宗教審議会ニ諮詢シテ第一条ニ規定スル指定ヲ取消スコトヲ得」

「第十六条 宗教教師ハ左ノ各号ノ一ニ該当セサルモノニシテ少クトモ中学校若ハ高等学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有シ且二年以上當該宗教ニ閔スル専門ノ學業ヲ修メ年齢二十歳以上ノモノタルコトヲ要ス

（一）禁治產者又ハ準禁治產者 （二）破産者ニシテ復權ヲ得サル者 （三）第一百五条又ハ第一百十条ノ規定ニ依リテ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者 （四）懲役、六年以上ノ禁錮旧刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ処セラレタル者

宗教教師カ前項各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ身分ヲ失フ」

「第十九条 文部大臣ハ宗教教師ニシテ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クモノト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得。前項ノ規定ハ第一条ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付之ヲ準用ス」

第三条と第九条は一八九九年（明治三十三年）の宗教法案の趣旨を継承しているが、第一六条のように、宗教教師の学歴を限定した条文はこんどの法案がはじめてであった。この法案に対しても、とくにキリスト教界から反対の声があがつた。法案

の議会提出にさきだつて、日本組合基督教会は一九二六年（大正一五年）九月二十四日—二八日の神戸における第四回総会において、つぎのような建議案を可決した。「[下]宗教制度調査会に於て調査審議中にある宗教法案に就ては之を基督教制度事情に即せしめ且我が組合教会の主義特質を保持する為め修正削補を加へ信教及宣教の自由を阻害せざらしむる」と。そして、そのための調査委員若干名をあげることになつた。<sup>(92)</sup> つぎに、日本基督教会は同年一〇月八日—一日の大坂における第四〇回大会において宗教法案問題に関する委員をあげることをきめた。当時の日本基督教会の機關紙『福音新報』は、そのことを報じた記事に統いて、「勿論、我が教会は、該法案の必要を認めず全然之に反対なのである」という言葉を記している。<sup>(93)</sup>

宗教法案が議会に提出された翌一九二七年（昭和二年）に入ると、キリスト教界の批判と反対はにわかに活潑になつた。まず、日本基督教連盟では一月七日付で「宗教法案に対する修正意見書」を発表した。

「政府が今期議会に提出せんとする宗教法案は左の諸点に於て憲法の保障せる信教自由の大義に背戻する嫌ひあり且つ実際に弊害を醸成する虞あるものと信ずるが故に吾人日本基督教連盟はこれを認容する能はず左記五条の削除若くは修正を希望す。」

蓋し憲法第二十八条に謂へる信教の自由が宣布及び儀式執行の自由の意に外ならざるは疑ひなき所にして其の事實上の解釈と成例とは爾來約四十年間の習慣あり、漫りに紛更を許さず。吾人は此の理由に依り大凡次の如き諸公則を得べしと信ず。」

その公則の主要部分をあげれば、つぎのとくである。「第一 信教の自由は憲法及び其の他の法律に既に明文あるものの外制限すべからず。」「第二 宗教団体の組織制度及び行事は自治的ならざるべからず。」「第三 信仰による自治体としての宗教団体に対する國家の干渉は消極的ならざるべからず。」<sup>(94)</sup>

また、このためにとくに結成された超教派の「宗教法案反対同志会」は、一月一〇日までに早くも一一一三名の加入を得て、「宗教法案反対趣旨」を発表した。肝要の部分をつぎにあげる。

「然るに今回文部省が提出せんとする宗教法案は、宗教の意義と道理と能力を認めず、其の個人に及ぼし国家に及ぼす影響と貢献とを思はず却つて之を人民の生活と交渉の疎にして社会に無用有害なるものゝ如く視、之に対して厳酷なる束縛を加へ其の伝播を制限せんとするものなり。諸宗教の事情に合はず、特に基督教会の精神教義制度に矛盾する所多く基督信徒の信仰と生活とを拘束圧抑する所少からず。又日本に於て輻輳せる諸宗教が歴史を異にし信仰を異にし生活を異にし、未だ全く融和せずして、相互の間共通せる所尚甚だ少きに当り、強ひて一法を以て其の凡てを網羅せんとし、其間に無数の犠牲を出だすを顧みざるものなり。尚又文部大臣が其の指定せる宗教を監督し教団管理者を認可し、一切の制度活動に干渉を行ひ、かくて我国をして政教一致の旧弊に逆行せしめんとするものたるなり。(中略)

茲を以て我等は徹頭徹尾宗教法案に反対し、飽くまで其の廃棄又は提出延期とせられんことを欲して曰まず、此の目的を達せんことを期するものなり、願はく賢明なる諸士、此の宗教の興廢のかゝり、国民の精神の消長のかゝり、国民の勢力のかゝり、國家の勢力の代替のかゝれる宗教法案につき、我等の所見に一顧を与へ、正鴻なる判断を下し最も適當なる処置に出でられんことを。」

同志会はこの反対趣旨を議員、政府、学者などに送り、首相、文相、貴族院衆議院両議長などを訪問して説得した。<sup>(33)</sup> また、同志会の主催で三月一八日に東京の青山会館において、「宗教法案反対基督教大会」が開かれ、内村鑑三、山室重平、宮崎小八郎、富永徳磨、佐波亘、渡辺暢、山本秀煌が法案反対の熱弁をふるい、約二〇〇〇名の参加者があつた。<sup>(34)</sup> このような動きのなかで、もつとも強く反対を表明したのは日本基督教会で、さきの大会の決定にもとづき、「宗教法案反対実行委員会」が設けられ、「宗教法案反対理由書」を発表した。その趣旨は、この法案が憲法に保証された信教の自由

を奪い、宗教団体の自治を侵し、神、仏、キリストの三教を悪平等に扱っている」とに対する反対であった。<sup>(35)</sup>また、『福音新報』には一月から三月にかけて、毎週、法案の審議過程や反対の言論や動向が掲載された。

前述の組合教会のほか、日本聖公会や日本バプテスト教会などからも修正なし反対の意見が公表され、キリスト教あげての反対運動となつた。しかし、日本メソヂスト教会監督、日本基督教連盟会長の鵜崎庚午郎が文部省の宗教制度調査会のメンバーに加っていたという問題がおこり、文部省は鵜崎をキリスト教の代表とみなしたが、基督教連盟は代表としていたいということで紛争になつた。この事件に反映しているように、日本メソヂスト教会の宗教法案への批判は他の教派にくらべて微弱であった。

この宗教法案に対しても、『朝日新聞』、『毎日新聞』、『ジャパン・タイムズ』、『中央公論』などの代表的ジャーナリズムもこぞって反対して<sup>(36)</sup>、世論をもりあげ、ついに三月一六日、貴族院において審議未了という形式で処理されることになった。反対運動の成果というべきであろう。

しかしながら、二年後の一九二九年（昭和四年）一月、田内閣は第五六帝国議会に宗教法案を「宗教団体法案」という名稱に改めて、三たび提出した。

政府は前回にこりて秘密主義をとり、法案の内容を公表せず、宗教制度調査会の委員にさえ総会の三日前に配布するという方法をとつた。この六章九八条からなる法案は前年の反対意見を採用した」とくみせかけ、また多少の緩和はなされているが、その目的が宗教団体の取締りにあることはすこしも変わっていない。<sup>(37)</sup>たとえば、つきの条文は前二回の宗教法案の条文とほとんど同一の内容である。

〔第十条 宗教ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ニシテ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背

クト認ムルトキハ監督官厅ハコレヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ニ規定スル处分ニ從ハサル宗教団体ニ対シテハ文部大臣ハソノ解散ヲ命スルコトヲ得。法人ニ非サル教会ニ対シテハ地方長官又同シ」

「第十四条 文部大臣ハ宗教教師ニシテ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クモノト認ムルトキハソノ業務ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ宗教教師ニ非スシテ宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付コレヲ準用ス」<sup>(39)</sup>

日本基督教会ではただちに、「対宗教団体法案委員会」をつくって、反対意見書を発表した。その内容は「第一 本法案は干渉主義を捨てず憲法の精神に反し自治を破壊す」と「第二 本法案は官僚的劃一主義にして、宗教界の事実に反す」というスローガンに要約されているが、文部大臣と地方長官の二重監督や宗教教師の学歴差別や仏教寺院とキリスト教会の劃一的とりあつかいなどの具体的な問題にも言及して反対している。<sup>(40)</sup>また、日本組合基督教会は理事会の名で、「宗教団体法ニ対スル修正意見」を発表した。これは法案中、教会とよばれている組織は複雑であるから、その区分を明らかにするようという意図からする修正案があり、法案の根本には触れない末梢的なものであった。<sup>(41)</sup>

キリスト教界の宗教団体法案に対する反応は前回とすこし異り、賛成論もあらわれ、信教の自由と宗教団体の自治の原則に立つかぎり、政府が宗教団体法を規制することは諒承できるゆえに、今回の法案は反対すべきものでないという声明書が発表された。これは日本聖公会監督松井米太郎、日本メソヂスト教会監督鵜崎庚午郎、日本組合基督教会理事小崎弘道、日本バプテスト教会東京常置委員長中島力三郎などの個人署名による声明であつた。<sup>(42)</sup>

しかし、宗教団体法案反対同志会への通告によれば、全国プロテスタント教会一二四〇のうち、声明書または書面をもつて反対を表明した教会は三月二日までに、その三分の一以上にあたる八六五であつた。<sup>(43)</sup>また、反対集会もいくつか開催され

た。一月二九日に東京の青山会館でおこなわれた「対宗教団体法案基督教信徒大会」は約一〇〇〇名<sup>(44)</sup>の参加を得て、富永徳磨、渡瀬主一郎、山本秀煌、金森通倫の反対演説がなされた。<sup>(45)</sup>二月一八日におなじ青山会館で開かれた「対宗教団体法案各派基督教信徒大会」では高倉徳太郎、綱島佳吉、中田重治、佐波亘、白戸八郎の演説があり、宗教団体法案は信教の自由を侵し、教会の自治に干渉するものであるという反対決議がなされた。会衆は約一五〇〇名であった。

この法案に対しては仏教徒も「宗教団体法案反対仏教徒同盟」を結成して反対運動をおこなった。その反対決議の一節はいわゆることである。「今次の宗教団体法案は仏教神道耶蘇教を劃一的に管理したる悪平等の立案にして国民思想の統一を破り吾人絶対の信念を傷つく特に思想問題の解決に於て徹底せる信仰を以て国家秩序の維持を勉むべきの時に当り本法案は漫然各宗教を開放し人心の帰趣を迷はしめ仏教の国家に対する地位を破壊するに了らん茲に吾人は宗教団体法に反対し其廃棄を期す」<sup>(46)</sup>。

そして、貴族院での審議にあたっては、与党内からも反対意見が出て<sup>(47)</sup>、ついに三月一九日、宗教団体法案は貴族院特別委員会において審議未了ということに決定された。<sup>(48)</sup>

その後、國家権力は宗教法によって、宗教全体を統制のもとに置くことをしばらく断念した。しかし、こんどは神社神道を他の諸宗教と同列ではなく、それ以上の位置におくことを考えたのである。すでに一九〇〇年（明治三三年）に神社局をつくりて、それまで神社を含めて宗教に関することは内務省社寺局の所管であったことから神社の扱いを独立させて、他の宗教を扱うところを宗教局と改称した。さらに一九一三年（大正二年）に宗教局を文部省に移管して行政面で神社を宗教から区別し、別格扱いとしたのである。その間、三度にわたって提出された宗教法案においても、神社が宗教であるか、否かはつねに論争的になっていた。<sup>(50)</sup>一九〇三年（昭和五年）、政府は「神社制度調査会」をつくって、神社の超宗教性、国家宗教性

を制度的にも確立しようとした。これに対して、日本基督教連盟は加盟諸教派のほか、全国のほとんどすべてのキリスト教団体を網羅する五五团体連名のうえ、同年五月一八日じ、神社制度調査会にあてて、つぎのような「神社問題に関する進言」を申し入れた。

「神社対宗教の問題は從来諸説錯綜未だ其定説を見ず。吾等は多年之を遺憾として來たものである。蓋し神社を宗教圈外に置かんとするのは明治中葉以後政府の伝統的政策であつた。併し神社は素々宗教であつたものを斯く非宗教的に取扱ひたる處に無理があつて、自然宗教的行事を実際に執行する事となり、為めに幾多の混雜を來したものと惟はれる。加之国民的信念を涵養せんとして神社の宗教的崇敬を奨励し、或は之を強制するに至つて神社非宗教の政策と矛盾を來し、又時に信教自由に関する帝国憲法にさへ抵触するの虞がある。斯くの如きは国民思想のため長く放任して置く事の出来ない重大問題である。此時に方り神社制度調査会の設立せられたる其根本方針を樹立せらるべき好機会たるを失はない。仍て吾等も亦平素の所懐を明にして責任の一端を果さんとする所以である。

一、此際神社に関する本質的の調査研究を遂げ、神社は宗教なりや否やの問題を明白に解決せられ、超宗教其他如何なる名目に於ても之を曖昧にせざる事

二、神社を宗教圏外に置くものとせば、其崇敬の意義及対象を瞭かにし教派神道との混淆を匡し、祭祀祭式の宗教的内容を除き且つ祈願、祈禱及神札護符の授与、又は葬儀の執行其他一切の宗教的行為を廃止せられたき事

三、神社を宗教圏外に置くものとせば、直接にも間接にも、其宗教行為を国民に強要せしめざる事

四、思想の善導及教化事業等の進行に向つても、国民各自の良心の自由を重んじ所謂生徒參拝強制問題、神棚問題等の如き恨事を惹起せざるやうせられたき事

五、帝国憲法の保障する信教自由の本義を明かにし、本問題解決の基調とせられたき事

右謹んで進言す」<sup>(51)</sup>

」のように神社を国家神道化させまいとする運動は、仏教とくに真宗諸派からもおこったが、またそれに対して、神社を超宗教として国民すべての崇敬の的とせよという声明が東京府神職総代から出された。<sup>(52)</sup> その頃カトリック主義の上智大学で学生が靖国神社参拝を拒否して、配属将校が引揚げるという事件があり、またプロテスタント主義の同志社高等商業学校で生徒が武道場に神棚を祀ったのを学校が除去しようとして配属将校とあらそそうという事件がおこった。<sup>(53)</sup> 」のように神社問題を拠点として、しだいに、宗教統制を強化するという政策は進展していくのである。

」のなしくずしの国家主義化、軍国主義化の傾向のなかで、国家権力は四たび、宗教法を提案し、ついに「宗教団体法」として成立、施行せられることになる。一九三八年（昭和十三年）、近衛内閣の末期に、文部大臣に陸軍大将荒木貞夫が任命された」とは、教育と宗教の行政が軍部の手中に握られて、「」のあらわれといえよう。ときはすでに日中戦争のさなかであった。

宗教団体法案はその年の一月一四日から一一月一〇日までおこなわれた宗教制度調査会の審議をへた宗教団体法案要綱に基づいて立案されたもので、全三七条と「」これまでのものにくらべて、きわめて簡潔な法案であった。文部当局の解説によれば、宗教は人間に對し小我に死に、大我に生きる力を与えてくれるものであり、非常時の戦線と銃後にその精神力の涵養が必要のとき、宗教団体の教化活動を活潑にするための宗教法規の整備強化は緊急を要する、ということである。そして、そのつまにのべられている言葉はこの法案の真意をみずから暴露するものといつてよいだろう。

「しかし今日としては、單に整備統一といふいはゞ形式上の改善だけでは、まだ／＼不充分なのである。さらに実質的に、國家と歩みを共にする宗教に對しては保護、助長、救済の途を新たに開くと共に、一方、公安を妨げ公益を害するや

うな行為に対しても、より厳重に取締ることが必要である。今回の宗教団体法案は實にかかる意図のもとに立案されたものである。」

「ここには、國家権力に服従する宗教は保護するが、それに反対する宗教は取締るという態度が明瞭にあらわれている。過去三回の法案の際にはみられなかつた権力的、強圧的な姿勢といわねばならぬ。

法案の内容の概略をあげると、まず、この法案は宗教団体と宗教結社とに適用される。宗教団体とは教義や儀式についての一定の要件のもとに主務大臣または地方長官に認可されたもので、宗教結社とはそれ以外の從来、類似宗教団体とよばれてきたものである。宗教団体には「神道教派、仏教宗派及基督教其他ノ宗教ノ教団」というように、キリスト教が宗教法案としてははじめて明記されている。つぎに宗教団体に対する免税などの保護が記されている。この国家による保護の有無が宗教団体と宗教結社との相違である。帝国憲法第二八条の「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス又臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」に関しては、「信教の自由」を守る面よりも、「安寧秩序を妨げる」宗教を制限し、禁止するという面が強く主張されている。從来の法案は宗教教師の資格を問題にしたため、反対論の根拠になつたが、この法案では宗教団体の多様性にかんがみて教師の資格にはいっさい触れられていない。とくに教師の資格を問題にせずとも、宗教団体として国家の方針に忠実であるよう規正することはできるし、それのみがこの法案の意図であつたといつてよいだろう。重要とおもわれる条文をあげておく。

「第三条 教派、宗派又ハ教団ヲ設立セントスルトキハ設立者ニ於テ教規、宗制又ハ教団規則ヲ具シ法人タラントスルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ明ニシ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス  
教規、宗制及教団規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

## 一 名称

二 事務所ノ所在地

三 教義ノ大要

四 教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ関スル事項

五 管長、教団統理者其ノ他ノ機関ノ組織、任免及職務権限ニ関スル事項

六 寺院、教会其ノ他ノ所属団体ニ関スル事項

七 住職、教会主管者、其ノ代務者及教師ノ資格、名称及任免其ノ他ノ進退並ニ僧侶ニ関スル事項

八 檀徒、教徒又ハ信徒ニ関スル事項

九 財産管理其ノ他ノ財務ニ関スル事項

十 公益事業ニ関スル事項

教規、宗制若ハ教団規則ヲ変更セントスルトキ又ハ法人ニ非ザル教派、宗派若ハ教団ガ法人タラントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」

「第四条 教派及宗派ニハ管長ヲ、教団ニハ教団統理者ヲ置クベシ

管長又ハ教団統理者ハ教派宗派又ハ教団ヲ統理シ之ヲ代表ス 管長又ハ教団統理者欠ケタルトキ、未成年者タルトキ又ハ久シキニ亘リ職務ヲ行フコト能ハザルトキハ代務者ヲ置キ其ノ職務ヲ行ハシムベシ 管長、教団統理者又ハ其ノ代務者就任セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」

〔第十六条 宗教団体又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ガ安寧秩序ヲ妨ゲ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教団体ノ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得<sup>〔55〕</sup>」

この法案は一九三九年（昭和十四年）一月一八日、平沼内閣によつて第七四帝国議会に提出され、一二三の修正ののち、同年三月二三日に可決、成立した。その間、衆議院本会議において杉山元治郎が、「この法案に神社神道が含まれていないのはなぜか。神社法を別に制定するのか。さらに」この法案では宗教の保護よりも監督に重点が置かれているようにおもわれる」という趣旨の質問をし、文相荒木が「神社は別である。宗教を保護も監督もする」と答えていた。<sup>(55)</sup> 議会内においてはこれがほとんど唯一のささやかな抵抗であった。

そして、政府のいう監督とは具体的には「いかのような」とをさすものであった。法案の審議の過程で、貴族院特別委員会において文部省宗務局長松尾長造がのべた答弁の一節である。

「若しも、宗教団体或は教師等が、教義の上から、我国において神社参拝を拒むやうな、あるひは、人を参拝させないやうな、若しもさういふ不料簡な真似をするやうでござりますれば、それは明らかに、安寧秩序を乱す者である。少く共公益を害すると言つたやうなことに相成らうと存じますので、其の点はひとつ本法によつて、厳に律して行きたい、斯う考えております。」<sup>(56)</sup>

時代の推移とはいへ、前三回のような反対運動がまったくおこらなかつたことはこの法案の歴史を知る者にとって衝撃である。あまりにも急激な国家権力の強大化と民衆の弱体化におどろかざるを得ない。とくにキリスト教界にこの法案があたえた一つの錯覚は、キリスト教がはじめて一人前の宗教として、教派神道、仏教とならんで名称を記されていたことであろう。明白に國家公認の宗教となつたということを喜ぶような主張もすくなくなかつた。日本基督教連盟の発行していた『基督教年鑑・一九四〇年版』には、「宗教団体法成立の意義」という文章がある。その一節を引用してみよう。

「神道は教派、仏教は宗派、基督教は教団といふ名称を以てその宗教団体を区別されているが、基督教に取つては此の度の法案は極めて大きな特權を賦与されたものと謂はねばならぬ。それは従来の宗教法規中には基督教なる文字は曾て出

てゐなかつた。唯『神道仏教並びにその宗教』といふやうに記されてゐたのであるが、今回は我国歴史あつて始めて基督教が国家公認の団体として、法文上に明記されるに至つたもので、是は實に歴史的の出来事といはねばならぬ。基督教が開教以来僅か八十年にして、然も旧幕時代から切支丹邪宗門と連想された不利な立場に於て苦闘を續け、その発達も従つて量に於ては甚だ微力であるに拘らず、神道仏教と全く同列に国家公認の団体とせられた事は非常な特典といふべきであらう。それは量よりも質に於て基督教の先輩等が、惡戦苦闘日本文化のために貢献して來た功績が国民の意識の中に強く根を据ゑたものと思われる。<sup>(58)</sup>」（傍点笠原）

またたく、おめでたいものだといわざるを得ない。當時のキリスト者のおおへは、このように歓迎の意を表すか、むしろ無関心であった。しかし、批判的な言論も皆無であったわけではない。『福音新報』の「宗教団体法の成立」という論説には、つきのようの一節がある。

「世間の新聞紙は此の法案を以て基督教に最も有利なものと認めてゐる。或る意味に於ては左様に言へるかも知れない。（中略）然しながら基督者のうちには万一一にも此の法案を以て基督教が國家の保護を得たものと理解し、法案を笠に着て伝道の余沢を此処に見出さうとするやうなものがあるならば、それは大それた心得違いと言はねばならぬ。何かと言ふと上長を説得し其の権勢を借り来つて、偏見者を威圧しようとする手段が不幸基督教の間にでもないとは言へぬ。それは基督教としてはあるまじき行動である。（中略）我らは迫害せられるよりも、好遇せられることの幸福と便宜とを勿論知つてゐる。然しながら基督教は國家の保護に由て發達し得ざる素質を有してゐる。それは常に相手方の良心を覺醒せしめ、過去の生活を悔痕せしめ、衷心より更生せんとする志を發奮せしめることを得なければ、救を把握せしめ得ない宗教だからである。語を換へて言ふと基督者自ら十字架を負ふて他人の靈魂に事へない限り、之を收獲し得ざる宗教である。法を以て擁護せられる場合、基督教は洵に危険な誘惑を有することを自ら覺らねばならぬ。」<sup>(59)</sup>

宗教団体法の批判というよりも、キリスト教が国家の保護に甘んじることの危険を指摘したにすぎないような文章であるが、この程度のものでも、当時の文書では貴重な発言であった。それほどに情勢は悪化し、また同時にキリスト者が勇気と知恵と自由を失っていたのである。宗教団体法は教派、宗派、教団の設立に際して、当局の認可を要する」とを記しているが、一九四〇年（昭和十五年）六月に開かれた文部省主催の宗教界代表者会議において、教会の実勢として、教会数五〇、教団員五〇〇〇名を有するのでなければ、教団として認可しない方針が明らかにされた。<sup>(8)</sup>これは小数派、小教団を整理統合して、政府の統制を強化する策であると考えられる。これが日本基督教団の成立に拍車をかけることになった次第については後述にゆずりたい。

- (20) 佐波宣編『植村正久と其の時代』第一巻一九三八年 教文館刊 三二九ページ
- (21) 佐波宣編 前掲書 四〇八ページ
- (22) 佐波宣編 前掲書 三七〇ページ
- (23) 佐波宣編 前掲書 四四一七ページ
- (24) 佐波宣編 前掲書 四四一ページ
- (25) 佐波宣編 前掲書 四五一ページ
- (26) 佐波宣編 前掲書 四八六一七ページ
- (27) 佐波宣編 前掲書 四七八ページ
- (28) 『第五回式議会政府提出宗教法案』（『基督教連盟』三五号附録）一九一七年 日本基督教連盟刊
- (29) 『基督教世界』一九一六年一〇月七日 一一三三一号 基督教世界社刊
- (30) 『福音新報』一九一六年一〇月二一日 一六一八号 福音新報社刊
- (31) 『基督教世界』一九一七年一月一〇日 一二四六号
- (32) 『基督教世界』前掲誌
- (33) 『福音新報』一九一七年三月一七日 一六四八号
- (34) 安藤肇『あるキリスト者の戦争体験』一九六三年 日本Y.M.C.A同盟出版部刊 七一ページ

- (35) 『福音新報』一九二七年一月一日 一六三九号  
 (36) 『福音新報』一九二七年一月七日 一六四四号  
 (37) 『福音新報』一九二七年一月十四日 一六四五号  
 (38) 『福音新報』一九二九年一月一七日 一七四一号  
 (39) 『福音新報』前掲誌  
 (40) 『福音新報』一九二九年一月十四日 一七四三号  
 (41) 『基督教世界』一九二九年一月七日 一三五一号  
 (42) 『基督教世界』一九二九年一月三一 日 一三五〇号  
 (43) 『福音新報』一九二九年三月七日 一七四九号  
 (44) 『福音新報』(一九二九年一月七日 一七四五号)によれば、千數百名。  
 (45) 『基督教世界』一九二九年一月七日 一三五一号  
 (46) 『基督教世界』一九二九年一月二八日 一三五四号  
 (47) 『福音新報』一九二九年二月一四日 一七四六号  
 (48) 『福音新報』一九二九年三月二一日 一七五一号  
 (49) 『福音新報』一九二九年三月二八日 一七五一号  
 (50) 安藤肇 前掲書 七七ページ  
 (51) 田川大吉郎 『國家と宗教』一九三八年 教文館刊 四〇ページ  
 (52) 田川大吉郎 前掲書 九〇一九六ページ  
 (53) 田川大吉郎 前掲書 一一四一六ページ  
 (54) 宗教調査会編 『貴族院・衆議院宗教団体法案速記録』一九三九年 文久社出版部刊 四ページ  
 (55) 宗教調査会編 前掲書 一〇一三三ページ  
 (56) 宗教調査会編 前掲書 一五三一六九ページ  
 (57) 安藤肇 前掲書 七八ページ  
 (58) 『基督教年鑑・一九四〇年版』一九三九年 日本基督教連盟刊 一〇ページ  
 (59) 『福音新報』一九三九年三月三〇日 一二四六号  
 (60) 内務省警保局編 『昭和十五年ニ於ケル社会運動ノ状況』一九四一年 五一〇ページ